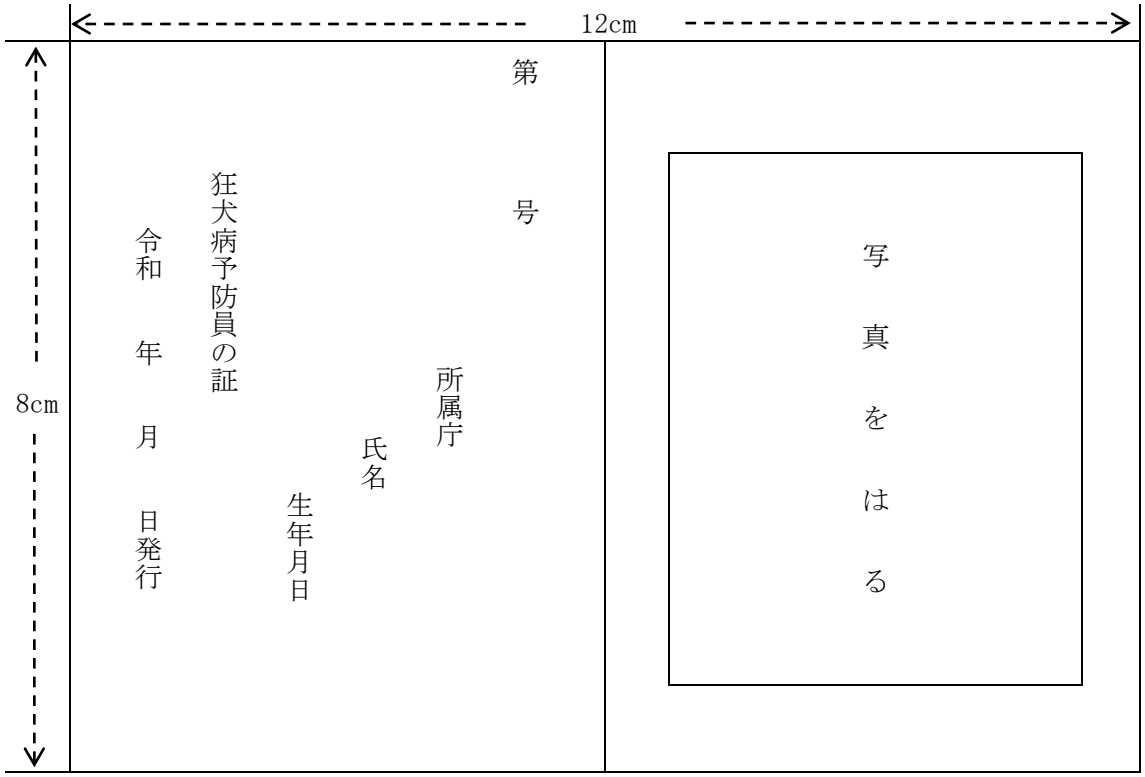
別記様式第一(第二条関係)

(表面)



写真面及び予防員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

この証票を携帯する者は、狂犬病予防法により狂犬病予防員の職務を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

狂犬病予防法抜すい

第三条　都道府県知事は、当該都道府県の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員(以下「予防員」という。)を任命しなければならない。

2　予防員は、その事務に従事するときは、その身分を示す証票を携帯し、関係人の求めによりこれを呈示しなければならない。